

第223回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	1 会議録の承認 2 審議事項 案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【子どものための教育・保育給付に関する事務（再実施）】 案件2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【子育てのための施設等利用給付に関する事務（新規）】 3 報告事項 (1) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）（99件） (2) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除 ア 個人情報取扱事務開始届出書（23件） イ 個人情報取扱事務変更届出書（10件） ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（2件） エ 個人情報ファイル簿変更報告書（3件） オ 個人情報ファイル簿削除報告書（1件） (3) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項） ア 個人情報取扱事務の委託（1件） イ 個人情報取扱事務変更届出書（1件） 4 その他 (1) 個人情報漏えい事案の報告（令和7年1月15日及び2月17日記者発表分） (2) 令和6年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告について (3) 令和7年度第三者評価委員会の活動予定について (4) その他 5 非公開報告事項 報告案件1 個人情報漏えい事故の公表範囲について
日 時	令和7年3月19日（水）午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所	市庁舎9階共用会議室 09-N12
出席者	中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、寺田委員、三品委員
欠席者	なし
事務局	三島市民情報室長ほか
開催形態	一部非公開（傍聴者1名）
決定事項	審議事項、報告事項及びその他について、了承する。
議 事	【開 会】 （事務局） 第223回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員7名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人が1名いらっしゃいます。 （中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催い

たします。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

第222回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

2 審議事項

案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【子どものための教育・保育給付に関する事務（再実施）】（こども青少年局保育・教育認定課）

(中村会長) それでは、「2 審議事項」の審議に入ります。最初に案件1の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(大谷委員) 02-2のファイル全項目評価書の89ページの「変更後の記載」の中に「ユーザーIDとパスワードの発効」と記述があります。アクセス権限の失効のときには「効」でいいと思いますが、「パスワードの発効」は誤字だと思います。

(所管課) 修正します。

(三品委員) 68ページに「入手した事務の情報には、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する」とあります。具体的にどのような制御ですか。

(所管課) 私たちの業務で使っている子ども・子育て支援システムは、顔認証とパスワードの2段階認証です。それで本人確認をするように権限設定しています。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入りますが、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

案件2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者

点検の実施について【子育てのための施設等利用給付に関する事務（新規）】（こども青少年局保育・教育認定課）

（中村会長）次に、案件２についての御説明をお願いします。

（所管課）＜資料に基づき説明＞

（中村会長）ただいま御説明がありました案件２について、御質問、御意見をいただきますと思います。

（各委員）＜質問、意見なし＞

（中村会長）それでは、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入りますが、附帯意見は特にないということで、案件２を承認するというところでよろしいでしょうか。

（各委員）＜異議なし＞

（中村会長）それでは、承認といたします。

３ 報告事項（１）（２）（３）

４ その他（１）（２）（３）（４）

（中村会長）次に、「３ 報告事項（１）、（２）、（３）」、「４ その他（１）、（２）、（３）、（４）」についての報告を行います。事務局から御説明をお願いします。

（事務局（「４ その他（３）」は加島委員））＜資料に基づき説明＞

（中村会長）ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきますと思います。

（各委員）＜質問、意見なし＞

（中村会長）御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

（各委員）＜異議なし＞

（中村会長）それでは、了承といたします。

（中村会長）本日予定された公開議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

（事務局） 次回の日程は、令和７年５月 28 日水曜日の午後２時から、本日と同じく WEB 会議での開催となります。

接続の確認のため、開始の 15 分前には、WEB 会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。

５ 非公開報告事項

報告案件１ 個人情報漏えい事故の公表範囲について

（中村会長）非公開報告案件１「個人情報漏えい事故の公表範囲について」の報告を行います。なお、個人情報保護の観点から、これ以降は非公開といたします。傍聴人の方は退席をお願いします。

それでは、まずは事務局から本日の報告の趣旨について、御説明をお願いします。

（事務局） 本市では、「横浜市における個人情報の適正な管理のための措置に関

する要綱」第18条第6項により、個人情報の漏えい事故が起こった場合には、公表するものとしています。しかし、公表することがふさわしくない場合も考えられることから、同要綱第19条で公表の例外について定めており、非公表とする場合は、審議会に当該漏えい等の概要等を報告することとなっております。非公表とすることについて、御意見をいただければと思います。それでは、内容につきまして、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) <要綱第19条第1項第2号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

<以下は委員から意見等の要旨>

- ・大谷委員から、非常に不安定な状況にある人への刺激は少しでも避けるべきであるため、非公表とする取扱いには仕方ないという意見があった。
- ・大谷委員から、事故の再発防止のためにシステムの問題点や事務の工夫点を全国で情報共有すべきだと考えるが、そのようなことは行っているか質問があり、所管課より国との課題共有は密に行っているとの回答があった。
- ・加島委員から、大谷委員同様、非公表とする取扱いには仕方ないという意見があった。また、公表により重大な問題であると知らせることについては、再発防止に大きな効果があるため、非公表とするにしても職員にはきちんと共有される仕組みを作るべきという意見があった。
- ・鈴木委員から、大谷委員同様、非公表とする取扱いには仕方ないという意見があった。また、今回の漏えい事故被害者と似た境遇の方から直接話を聞く機会を設け、一人ひとりの生活に関わっているという意識を持ち業務に当たるべきという意見があった。
- ・寺田委員から、公表範囲を限定した上で事案の公表をすることは考えられるが、大谷委員同様、非公表とする取扱いには仕方ないという意見があった。また、非公表とするとしても研修等でこの事案を取り上げ職員に知らせるべきという意見があった。
- ・寺田委員から、横浜市は大規模な自治体で、ニュースにもされやすいだろうという視点から、先例として公表することで他自治体における同様の事故を減らすことにも繋がるという意見があった。
- ・中村会長から、個人情報漏えい事故の公表は、自治体内部や自治体間だけの問題ではなく、一般の市民国民に漏えい事故が起きていることをきちんと知ってもらう必要があるために行っている面もあり、公表する利益と非公表にする利益との総合的な利益衡量が必要だという意見があった。
- ・中村会長から、「特定の者の生活の平穏が著しく害される恐れ」とは、特定の人の主観というよりも、客観的な恐れ状況を規定されていると考えられるため、個人情報が漏えいした場合に、本人が当該漏えい事故の公表をしたくなければ公表しないことになるのかという、それは違うだろうという意見があった。
- ・本案件は要綱第19条第1項第2号に該当するおそれがあるため、事案の全部を非公表とすることは妥当である旨を審議会の意見とした。

(中村会長) 本日予定された議事は以上となりますので、閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

	【閉 会】
資 料 特記事項	1 資料 (1) 第223回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第223回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和7年5月28日（水）午後2時からWEB会議の方法により開催予定

本会議録は令和7年5月28日第224回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。